



とちぎ高校生蔵部 メンバー 高校2年生 にしざわ ゆりか



栃木市内にある高等学校のメンバーを中心に、学校の 枠組みを越えて蔵の街とちぎの街づくりに取り組むサー クル活動、『とちぎ高校生蔵部』(以下、蔵部)に所属す る西澤友里花さんをご紹介します

お互いを高めあう仲間。人との繋がり。

音楽が好きで、小さいころからギターを弾いたり、中学 校では邦楽部でお琴を弾くなど楽器に親しんできた西澤 さん。同級生の誘いで、蔵部が企画・運営するイベント 『栃木高校生合同文化祭』のバンドフェスティバルに出場。 得意のギター弾き語りを披露したことが、活動に参加す るきっかけでした。「蔵部の存在は知っていて、興味があ りました。同じ目標を共有して活動するメンバーの集ま りは、学校とは違う刺激があります。意見がぶつかるこ ともあるけれど、だからと言って嫌いになるわけじゃな い。お互いに尊敬し、一緒に成長できる仲間たちです。」

蔵部に入部してからは、東日本台風の災害ボランティ アや市内散策マップ製作など、様々な活動に参加してき たそうです。その中でも『よかった』と感じたことを尋

ねると「例えば、散策マップの配布をしていると『蔵部 の子ね!』と声をかけられました。多世代の人たちと『蔵 部に所属している』という事を話題のきっかけに、会話 ができるのが嬉しかったです。色々な人との交流や、メ ンバーとの会議で身に着けたコミュニケーション力は、 必ず自分の将来のためになると思っています。」

活動をもっと知ってもらうために!

現在、蔵部には30人ほどのメンバーが所属していま すが、最近はコロナ禍で合同文化祭が中止になるなど、 新入部員の勧誘の場がなく、現在、1年生部員はたった 2人に。ぜひ、新入部員に入ってほしいと西澤さんは意 気込みます。「活動ができない今こそ、インスタなどオ ンラインで私たちの活動を発信し、同世代のみんなに伝 えていきたい。以前、SNS で高校生の署名運動をした ことがありますが、高校生の力というのは本当にすごい んです。興味のある皆さん、私たちと一緒に街を盛り上 げ、高校生活を充実させませんか?」

とちぎ高校生蔵部 メンバー大嘉堡!!!





活動の様子は SNS で発信中! 左の QR コードからチェック!!

Instagram

入部希望などのお問合せは・・・ 生涯学習課 🗗 (21) 2489 まで

サクラサイト商法に注意!!

「有名人に会える」「お礼にお金を受け取ってほしい」「相談にのるだけで 報酬がもらえる」などのメールのやり取りをしていませんか?

「サクラサイト」とは、業者に雇われた『サクラ』が、異性や芸能人、弁護士、占 い師などになりすまして、消費者の様々な気持ちを利用し、サイトに誘導、メッセー ジ交換等のためのポイント購入等と言い、支払いさせるサイトをいいます。

サクラサイト商法のきっかけ・手口

出会い系 ゲームサイト内の掲示板に書き込んであったURLをクリックしたら、出 会い系サイトに誘導され、登録した。無料ポイントを使って異性とメール交換を開 始した。会う約束をし、待ち合わせ場所に行ったが会えなかった。すると、相手か ら「会えなかったので、今まで使ったポイント代と精神的被害の賠償金を払ってほ しい」と言われた。

同情型 無料SNSサイトで好きな芸能人のページにリンクを張って利用していたと ころ、芸能人本人を名乗る者から直接メッセージが届き、「事務所に内緒でやり取

りしたい」と別サイトに誘導された。「相談に乗ってほしい」と言うのでメール交 換のためポイントを、今までに100万円支払った。だまされたと思うので、「や り取りをやめたい」と言うと「あなたに見放されたら、生きていけない」と言われ、 心理的に追い込まれている。

利益誘引型 「在宅ワーク」とスマホで検索したところ、「悩みを聞くだけで収入を得 られる」という広告を見て、誘導されたサイトに登録した。メールの送受信は無料 だったが、お金を受け取るにはランクアップが必要と言われた。費用を支払ったが、 収入は得られない。

「サクラサイト」の多くは、メールの交換やサービスを利用する度、費用が発生す る仕組み「都度課金」になっていて、目的は、やり取りを長引かせること、有料ポイ ントを購入させ続けることです。本当かどうか確認できない相手とメール交換はしな い、お金は支払わないようにしましょう。

将来得られるという収入より先に、高額な費用を請求する相手には注意が必要です。 簡単なやり取りだけでお金がもらえるということは、絶対にありません。トラブルに あったと感じた場合は、消費生活センターに相談しましょう。

消費生活センター(本庁舎 2 階)☎ (23) 8 8 9 9 / 🚻 (23) 8 8 2 0

相談は無料で秘密は厳守します。気軽にどうぞ。市内の方であれば、どの窓口でも相談できます。

7日 最	口时	物別/问首元
弁護士相談(事前に要予約)	1月8日(金)、22日(金) 2月12日(金)、26日(金) 10時~12時	本庁舎 2 階 市民相談室 市民生活課☎ (21)2122
(弁護士が法的な見解等を助言)	1月21日 (木) 10時~12時	大平隣保館 2 階 相談室 ☎(43)6611 ☎ 0120-46-7830
 ※予約開始 2月分:1月4日(月)~ 3月分:2月1日(月)~ (各日8時30分より受付) ※同じ案件での相談は2回まで(異なる会場で相談しても同様) 	2月15日(月) 10時~12時	藤岡公民館 1 階 研修室 藤岡市民生活課☎ (62)0905
	2月24日 (水) 10時~12時	都賀総合支所 別館 2 階 会議室 都賀市民生活課☎ (29)1124
	1月26日(火) 10時~12時	西方総合支所 1 階 会議室 西方市民生活課☎ (92)0308
	2月18日(木) 10時~12時	岩舟総合支所会議室棟 1 階第 1 会議室 岩舟市民生活課☎ (55)7763
法律相談(事前に要予約) ※栃木市社会福祉協議会主催	1月5日(火)、19日(火) 9時~12時	大平地域福祉センター ふるさとふれあい館 / 社会福祉協議会大平支所☎ (43)0294
宅地建物相談(予約開始: 1/4(月) 8 時30 分~) (売買や賃貸借、所有と管理)	10時~12時	本庁舎 2 階 市民相談室 市民生活課☎ (21)2122
市民相談 (日常生活の問題など)	月~金曜日 9 時~ 17 時	本庁舎 2 階 市民相談室 市民生活課☎ (21)2122
消費生活相談(商品やサービス など消費生活全般)	月~金曜日 9 時~ 16 時	本庁舎 2 階 消費生活センター ☎ (23)8899 M (23)8820
合同相談 (行政相談・人権相談) ◆移動県民相談も同時開設	◆1月12日(火)、26日(火) 10時~12時	本庁舎 2 階 市民相談室 市民生活課☎ (21)2122
	1月21日(木) 10時~12時	大平総合支所 1 階 相談室 大平市民生活課☎ (43)9211
	2月10日 (水) 10時~12時	藤岡公民館 1 階 研修室 藤岡市民生活課☎ (62)0905
	◆2月24日 (水) 10時~12時	都賀総合支所 別館 2 階 大会議室 都賀市民生活課☎ (29)1124
	1月26日(火) 13時30分~15時30分	西方公民館 2 階 小会議室 西方市民生活課☎ (92)0308
	◆2月18日(木) 13時30分~15時30分	岩舟総合支所会議室棟 1 階第 1 会議室岩舟市民生活課 (55)7763

相 談	日時	場所/問合先
人権相談	月~金曜日 8時30分~17時15分	大平隣保館☎(43)6611 ☎0120-46-783(厚生センター☎(24)2444 人権・男女共同参画課☎(21)2161
配偶者等からの暴力 (DV) 相談	月~金曜日 9 時~ 16 時	配偶者暴力相談支援センター ☎(21)2218
いじめ相談電話	月〜金曜日 9 時〜 17 時 ※土日祝日・時間外は 事前予約可	本庁舎/青少年育成センター☎(24)0667 メール:gakusyu03@city.tochigi.lg.jp
青少年相談 [非行問題・不登校など)		本庁舎/青少年育成センター☎ (23)6566 メール:gakusyu03@city.tochigi.lg.jp
家庭児童相談 (0 〜 17 歳の子 どもとその家族)	月~金曜日 9 時~ 16 時	本庁舎 / 家庭児童相談室 (子育て支援課内) ☎ (21)2227
児童虐待相談	月~金曜日 8時30分~17時15分	本庁舎/子育て支援課 な (21)2227 ※左記以外の時間は な 189 (児童相談所全国共通9゙イヤル)
婦人・ひとり親家庭相談	月~金曜日 9 時~ 16 時	本庁舎 / 子育て支援課 ☎ (21)2229
章がい児者相談 (福祉サービス の利用・障がいを理由とする差 別・合理的配慮及び虐待防止)	月~金曜日 8時30分~17時15分	本庁舎 / 障がい福祉課 障がい児者相談支援センター係 な (21)2219 (21)2682
就労支援相談(事前に要予約)	第1·3月曜日13時~21時 ※ 第1·3土曜日17時~21時 祝	栃木勤労青少年ホーム☎ (22)3113
(40 歳未満の就労相談)	第2·4月曜日13時~21時 除 第1·3土曜日13時~16時 く	大平勤労青少年ホーム☎ (43)5191
高齢者相談 (介護や福祉、生活全般、虐待)	月~金曜日 8時30分~17時15分	本庁舎/栃木中央地域包括支援センター ☎(21)2245・2246
も の忘れ相談 (認知症の専門員による相談)	1月8日(金) 10時~11時30分	本庁舎 1 階 市民スペース/栃木中央地域 包括支援センター (21) 2171・2246



遺言相続贈与 3時: 令和3年**1/17日**(開場 9:30)

テーマ:遺言書とエンディングノートを

書きませんか? 会場:小山城南市民交流センター 小山市東城南4-1-12 ゆめまち2階会議室 講師:相続相談あんしんプラザ 行政書士 細見愛子

数報は対象を 20285-38-9550

予約制

かた・づ・け屋☆栃木です!!

正月休みに か・た・づ・け やー☆(;´∀`)

★/ 机・椅子・家具・衣服・家電など / 遺品処理 / 空き家バンク / 廃屋等の解体処分 /★

株式会社 くりかい 【本社】栃木県栃木市宮町55番地1 **2** 0282-30-1632 栃木市指定一般廃棄物許可業者

栃木市指令環第66号【一般廃棄物収集運搬許可】

経営・会計・税務・国際税務のパートナー [資産継承・相続準備]のご相談を承っております

板倉公認会計士事務所

公認会計士・税理士 板 倉

 $_{\text{fixed}}^{\text{Right}}$ 板倉 $_{\text{G}}$ $_{\text{Sixed}}$ $_{\text{Times}}$ $_{\text$ 税理士 松嶋 央行 税理士 大島 康

〒328-0125 栃木市吹上町691-1 TEL0282(31)3682 FAX0282(31)3683 E-mailitakuras@ita-trust.jp